

特別支援教室の教育条件改善を求める緊急請願署名

東京都内の小中学校に設置した特別支援教室の制度は、2016（平成28）年に始まりました。それまでの通級指導教室とは違い、先生が全学校を循環して授業する制度です。制度導入後、小学校の特別支援教室利用児童数は、3年間で2倍に増えました。担当教員数は、区市町村ごとに、児童・生徒10名に対して1名の配置ですが、年度途中で特別支援教室での指導を開始する児童・生徒も多く、実際は先生一人が10名以上を担当することも当たり前のようにあり、その影響で子どもたちが受けられる授業時数が減らされました。

子どもたちの課題は一人一人違い、指導・支援内容が多岐に渡ります。コミュニケーションに課題があるのに、週3単位時間以上の時数から、週1～2単位時間の時数に減らされました。週8単位時間まで受けられることになっていますが、実際には、必要な時間数の学習が保障されません。保護者から「授業時数を増やしてください」とお願いしても、「できません」と言われます。さらに、特別支援教室での授業は「原則1年」と決められ、継続指導を受けにくくなりました。

特別支援教室担当の先生は、授業準備、連絡帳記入、在籍学級の先生との連絡など、現在でも夜遅くまで働いています。先生たちの働く環境を良くすることも必要です。

一人一人の子どもたちの課題にあった指導を受けるために、特別支援教室の教育条件を良くしてください。以下2項目を要望します。

- 1 特別支援教室担当教員1名が担当する児童・生徒の数が10名までになるように、教員を配置してください。
- 2 特別支援教室で児童・生徒の課題に対応し継続した指導を受けられるように、原則の指導期間を設けないでください。

氏名	住所（「同上」「〃」は使わないで下さい）	印
	都道 府県	

- * 地域・年齢に制限はありません。ご家族等のお名前を代筆される場合は、押印をお願いします。
- * 住所はかならずご記入ください。同上（〃）としないで、都道府県からご記入をお願いします。
- * ご記入いただいたお名前や住所などの個人情報、この署名目的以外には使用しません。

締め切り：11月末までに送ってください。

障害のある子どもたちの教育・生活をゆたかにする東京の会

〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル4階 日本障害者センター内 TEL:03-3207-5636

子どもたち一人一人に豊かな教育を保障してください

1. 特別支援教室担当教員 1 名が担当する児童・生徒の数が 10 名までになるように、教員を配置してください。
2. 特別支援教室で児童・生徒の課題に対応し継続した指導を受けられるように、原則の指導期間を設けないでください。

◆2016（平成 28）年に導入された特別支援教室は、小学校の利用児童数が急増しています。

表：特別支援教室利用児童数（小学校）と、全児童数に占める割合

年度	利用児童数	増加数	全児童数（ ）に対する割合
2016（平成 28）「支援教室」導入開始	9,442 名	+2,252 名	1.7%（565,145 名）
2017（平成 29）	12,949 名	+3,507 名	2.3%（572,625 名）
2018（平成 30）「支援教室」全校設置	16,875 名	+3,926 名	2.9%（580,786 名）
2019（令和元）	19,459 名	+2,584 名	3.3%（586,114 名）
2020（令和 2）	21,707 名	+2,248 名	3.7%（590,289 名）

◆特別支援教室の導入で、それまで指導を受けられなかった児童・生徒も、指導を受けられるようになりました。その一方で次のような声が寄せられています。

- 特別支援教室導入前の「情緒障害等通級指導学級」では週 4 単位時間の指導を受けていたのに、「特別支援教室」になって週 1～2 単位時間の指導に減ってしまった。
- 指導時間の減少・教室環境の縮小で、指導内容が変わった。
- コミュニケーションが課題の児童・生徒なのに、小集団指導を受けられなくなった。

- ・コミュニケーションに課題のある子どもたちは、これまで必要であれば週 4～6 時間指導を受けることができました。国も 8 時間までは認めています。しかし現状では、指導時間が減り、「1～2 時間」と一律に決めている自治体もあります。今の東京都の教員配置では、ほとんどの自治体は 2 時間保障するのがやっとです。
- ・新しく出されたガイドラインでは、「原則の指導期間は 1 年」とされました。特別支援教室を利用する児童・生徒には様々な特性があり、それに応じた支援を必要な期間継続して受けることが必要です。

子どもたちの成長を支える教育を保障するためには、

- (1) 1 人の教員が担当する児童生徒数の上限を 10 名以下とすること
- (2) 安心して継続的な支援を受けられる指導体制の保障のため「原則 1 年」の縛りをなくすこと

が必要です。